

平成27年労第193号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、戸建住宅の水道工事等の施工管理業務に従事していた。被災者は平成〇年に〇課長となり、平成〇年〇月に〇部長となって、管理職として、施工管理に加え人事に係る業務にも従事していた。

請求人によれば、被災者は、懇親会の席で会社社長から叱責されたことを契機に、不眠、中途覚醒の症状が出現し、平成〇年〇月〇日のDD出張から帰った直後から焦燥感、落ち込みがみられ、出社できなくなったという。

被災者は、同月〇日、E病院に受診し「うつ病」と診断された。

被災者は、同年平〇月〇日に自殺を図ったが未遂に終わり、F医療センターに保護入院となり、同月〇日にG病院に転医し療養を継続した。

その後、被災者は徐々に回復していたところ、請求人によれば、平成〇年〇月〇日、医師から勧められたリハビリ勤務について、会社社長及び会社専務と話し合うも、会社社長から元のポジションに戻すつもりはない旨言われたことで被災者は廃人のようになったという。

被災者は同年〇月〇日に自宅を出て、同月〇日に道路に駐車していた自動車の中で死亡しているのを発見された。死体検案書によれば、死亡年月日は「平成〇年〇月〇日推定午前」、直接死因は「一酸化炭素中毒死」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害及びその発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、ICD-10診断ガイドラインに照らし、平成〇年〇月下旬頃に「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとするのが妥当であるとしている。

被災者の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が認定基準を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

この点について、請求代理人は、認定基準は業務起因性の判断基準としては甚だ不適切なものであるから、認定基準の定めに従わず、本件の実質を見極めて判断してほしい旨述べ、本件公開審理においても同旨を述べているが、認定基準は、関連医学分野の専門家からなる専門検討会における最新の医学的知見に基づく検討結果を踏まえて策定されたものであって、上記のとおり、その取扱いは妥当なものと考えるところであるから、請求代理人の主張は採用することができない。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人らは、業務による心理的負荷となった主な出来事として、①飲み会の席において、被災者は部下がいる前でG社長から酷い言葉を浴びせられたこと、②平成〇年〇月〇日から同月〇日までの14日間、被災者は2回のD出張を含む連続勤務を行ったこと、③平成〇年〇月〇日から〇日までの間、被災者はDに出張し、Kの〇支援事業としての工事に従事したこと、④平成〇年〇月〇日、復職ないしリハビリ勤務に関する話合いの場において、被災者はG社長やH専務から実質的な解雇を宣告されたことなどを主張しているので、以下検討する。

ア 請求人らが飲み会の席でG社長から酷い言葉を浴びせられたと主張する出来事について

(ア) 請求人らは、「被災者は飲み会の席において、部下のいる前でG社長から『被災者は部長としての責務を果たしていない。』という酷い言葉を浴びせられ、ずっと気にしていた。」旨述べている。

(イ) G社長は、「社員の前では叱責しないように努めているつもりであるが、〇月や〇月という忙しい時期に被災者を呼びつけて部下の前で叱責したということは思い出せない。」旨述べ、H専務は、「被災者が休み始める半年くらい前に飲み会の席でG社長から叱責されたとのことについて、当社では飲み会を年3回実施しているが、そういう事実は思い当たらない。」旨述べている。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の各申述からすると、請求人らが主張する飲み会の時期は必ずしも明確でないところ、被災者が当該飲み会の席においてG社長から叱責を受けていたことを客観的に確認することはできず、一件記

録をみても、その事実を裏付ける証拠は存在しないから、請求人らが主張する出来事は認められないものと言わざるを得ない。仮に、当該出来事が認められるとし、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、上司との間に周囲から客観的に認識されるような対立が生じたものとは言えないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 請求人らが、被災者は平成〇年〇月〇日から同月〇日までの14日間、2回のDD出張を含む連続勤務を行ったと主張する出来事について

(ア) 請求代理人は、「被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで、Dに出張して工事の下見を行い、同月〇日及び同月〇日はB市内で勤務した後、同月〇日から同月〇日までD市内で工事に従事し、14日間に及ぶ連続勤務を行った。また、出張中は、夕方にはホテルに戻っていたものの、その後もパソコンによる作業を行っていた。」旨述べている。

(イ) H専務は、「被災者は、平成〇年〇月〇日に打合わせのためにDに出張して同月〇日に打合せを終了し、同月〇日にはBに戻っているが、格別問題があったという記憶はない。同月〇日はDに向かって出発しているが、母親の墓参をしてから現地に入っており、作業はしていない。〇日から作業を開始したが、特別問題があるとは聞いていない。」旨述べているところ、I代表は、「作業としては、午前8時から午後5時までで終わったと思う。ホテルに帰るのは午後7時くらいになっていたと思う。夕食後コミュニケーションを取っていたが、被災者は1日だけ参加しなかった。その日は、パソコンで何かやっているとJ代表が言っていた。」旨述べ、J代表も「被災者は、パソコンを使って、次の日の作業の準備やBでの仕事に関する作業をしており、同作業は午前0時頃まで続けていたようである。」旨述べている。

(ウ) 請求代理人の主張する出来事は、認定基準別表1の「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものの、上記（イ）の各申述からすると、平日の時間外労働だけではこなせない業務量があったり、休日に対応しなければならない業務が生じたりした等の事情により連続勤務を行ったものとは言えないところ、被災者は午前0時頃までパソコン作業を行っていたとの申述があるものの、一件記録

をみても、その事実を裏付ける客観的な証拠は認められず、同作業が連日深夜時間帯にまで及ぶようなものであったとは言い難い。また、当該期間中の1日はDへの移動のみであって実作業をしていないだけでなく、その移動中に私的な用務を済ませていることからしても、多大な業務量があったものとも言えないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求代理人は、「被災者は通常の勤務環境とは異なる出張中に、従前の職務内容とは異なる全く異質の作業を強要されていたことを加味すれば、『強』となる。」旨主張しているほか、「連続勤務と本件疾病の発病が時間的に接着していることから、本件疾病は当該連続勤務に起因するものと認定されるべきである。」旨主張しているが、I代表が、「Bでやる作業手順では終わらず、計画どおりにはできなかったが、慣れないところではしょうがないという感じで、パニックになるようなことはなかった。」旨述べていることからすると、Dでの作業が従前とは異なる異質の作業であったとしても、直ちに大きな心理的負荷となったものとは認められず、また、当該出来事が、本件疾病の発病と時間的に近接しているからといって、強い心理的負荷となったものとは認められない以上、その主張を採用することはできない。

ウ 請求人らが、被災者は平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間、Dに出張しKの復興支援事業としての工事に従事したと主張する出来事について

(ア) 請求代理人は、「会社は〇事業を新たに始めたのであり、従来行われていた会社の事業とは本質的に異なるものであった。」「〇支援事業の業務は、寒冷地仕様の給排水設備に係る工事であり、給排水の凍結等を防ぐための特別の工程を踏む必要のある一定の複雑さや困難さを伴うものであるから、被災者が行ってきた業務とは全く性質の異なる、初めて経験する類の工事に関与することには多大の困難があった。」旨述べているところ、請求人は、「被災者が『もう限界だ。』と言ったのは平成〇年のD出張から帰った後だった。『大変な仕事を1週間で切り上げてきたのに、慰労の言葉の一つもなく、次いつ行くのと言われたよ。』『そこで心が折れた。』とも言っていた。」旨述べている。

(イ) G社長は、「Dに行った職人全員からH専務と手分けして話を聞いたが、

特別変わったことがあったとは聞いていない。被災者からの工事完了の連絡に対し、『ご苦労様でした。帰り気をつけるように。』とごく普通の会話を交わした。」旨述べているところ、H専務は、「Dでの工事は住宅新築に伴う水道設備工事で、〇復興に直接関わる工事ではない。」「被災者が現場に出たのは久しぶりというわけではなく、部長になってからも件数は多くないが担当した現場には足を運んでいた。」「Dで被災者が関わったのは屋外配管の工事であったが、Bでの作業に比べて困難度はあまり変わらないと思う。」「Dに同行した職人たちにG社長と手分けして話を聞いたが、大きな設計上の問題とか、不手際でやり直しがあったとこいうことはなかった。」「Dの工事は計画どおり期限内に終了している。」「〇日に無事終了したとの連絡が入り、G社長もご苦労さんと言っていたようである。G社長が『今度いつ行くの。』と言ったとすれば、次はいつ頃という業務引継ぎの意味で言ったかも分からない。」旨述べている。

一方、L課長は、「被災者は現場仕事から5年くらい離れていたもので、Dでは大変だったと思う。職人たちから、被災者はすごく一生懸命やっていたと聞いている。」旨述べ、Mは、「Dに行くまでは普通に仕事をしていたので、Dの仕事が大変だったのかなとは思った。」旨述べている。また、J代表は、「午前8時、9時から午後5時までしか仕事はしなかったが、決められた工期の中でギリギリの職人でやっており、仕様が全く分からない状態での仕事だったので、Bの仕事に比べて何倍も大変な思いをした。」「被災者の能力があれば、Bで施工することには別段問題はなかったと思うが、Dでの仕事は相当無理な仕事だったと思う。」旨述べ、I代表も同旨を述べている。

- (ウ) 請求人らの主張する出来事は、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものと認められるところ、上記(イ)の各申述からすると、Dでの工事は、Bでの仕様とは異なる寒冷地仕様のものであって、限られた工期の中で完成させる必要があるなど、当該作業の遂行に当たっては、従来の作業に比べて大きな困難を伴うものであったことが推認されるものの、Bと同じ配管の工事であり、長時間の時間外労働を要せず、また、作業のやり直しもなく、予定された工期内に無事終了していることからす

ると、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求代理人は、Dでの工事は○支援事業であり、会社が新規に始めた事業であるから、認定基準別表1の「新規事業の担当になった」に該当する旨主張しているが、上記（イ）においてみたように、H専務が「住宅新築に伴う水道設備工事で、○復興に直接関わる工事ではない。」旨述べているほか、G社長及びJ代表が平成○年に仮設住宅の支援に携わった旨述べており、会社の新規事業とは認められないことから、その主張は採用することができない。また、請求人は、被災者に対しG社長から労いの言葉もなく、次回のD出張をほのめかされたとして、同社長とのトラブルがあった旨述べているところ、一件記録をみても、当該出来事を認めるに足りる証拠はなく、上記（イ）のG社長やH専務の申述からみても、その事実を確認することはできない。仮に、請求人が主張する事実があったとし、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、請求人が情情的に傷ついたことはいかかわれるものの、上司との間に周囲から客観的に認識されるような対立が生じたものとは言えないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 請求人らが、被災者は平成○年○月○日、復職ないしリハビリ勤務に関する話合いの場において、G社長やH専務から実質的な解雇を宣告されたと主張する出来事について

（ア）請求人は、「G社長から、『被災者にはこの仕事は合ってなかったんだよ。』『事務職ならいいけど、給料が下がるから家のローンなんかがあると大変だよ。』『紹介状なら書くよ。』と辞めよがしに言われた。」「被災者は『お前の居場所はない。』と言われたことで、何も言えず、すごくショックを受けていた。」旨述べているところ、G社長は、「リハビリ勤務で建築現場に出すことは事故につながりかねないので、現場作業にはつけられないと話した。リハビリ勤務が可能であったとしても、内勤業務しか考えられず、報酬が減ると話すのは当たり前のことだと思う。リハビリ勤務といえども、とても仕事ができる状態ではないと思った。リハビリ勤務をしても被災者の状況が好転するとは思えないと伝えた。」旨述べている。

（イ）復職ないしリハビリ勤務に関する話合いの場における関係者の主張には

食い違いがあり、当該話合いの内容は明確ではないが、請求人が主張する出来事は、被災者の本件疾病発病後の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

なお、請求人は、被災者の本件疾病は、復職の話合いでショックを受けたことにより悪化した旨述べているところ、N医師が、平成〇年〇月〇日監督署受付の回答書において、「社長との面談で『もうこなくてもよい。』といわれたことが、ひどくつらかったとの記さいを確認できる。」と意見を述べているものの、その他一件記録をみても、被災者の本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとする医証等はなく、請求人の主張は医学的根拠に基づくものとは言えないことから、これを採用することはできない。

オ 被災者の労働時間について

- (ア) G社長は、「被災者は、繁忙期を除き、私やH専務より早く帰っていた。大体午後8時から8時半の間だったと思う。繁忙期には深夜0時くらいになることもあるが、被災者が忙しかったというわけではない。被災者が休日出勤することはほとんどない。」旨述べ、H専務は、「普段は午後8時から午後9時の間には退社することが多かった。遅くとも午後10時くらいには帰っていたと思う。決算時期には深夜0時頃になることもあったが、毎日ではなかった。休日出勤については記憶にないが、時には出勤していたことあったと思う。」旨述べ、P課長は、「早くて午後8時、遅いときがないというときもあった。」旨述べている。
- (イ) 監督署長は、被災者が管理職であるため、出勤簿やタイムカード等労働時間が把握できるものが存在しないことから、上記(ア)の各申述を基に労働時間を算定しており、被災者の本件疾病発病前6か月間における1か月の時間外労働時間は、おおむね50時間から80時間であると認定している。
- (ウ) 請求人は、「被災者は、午前8時半前後に家を出ていた。帰りは遅く、午後9時前に帰ることは滅多になかった。平均すると午後10時頃であった。決算前は夜中に帰ることが多かった。休日も携帯電話に顧客から電話がかかってきて急きょ現場に出ることもあった。」旨述べるほか、「監督署長の認定した終業時間は一律に午後9時40分となっており整合性が取れていないと思う。」旨述べている。

(エ) 請求人は、上記(ウ)のとおり、監督署長の認定した労働時間数に異議を唱えるものの、被災者の労働時間について具体的な時間数を主張しておらず、一件記録をみても、被災者の労働時間が監督署長の認定した時間数を上回ることを認めるに足りる証拠もないから、最大でも1か月当たり80時間程度の時間外労働時間であったものと判断せざるを得ない。したがって、被災者が恒常的に長時間労働に従事していたものとは認められない。

カ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が複数あるが、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおり、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であることから、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。